

令和6年度 たつのご保育園 重要事項説明書(追記)

教育・保育の提供を開始するにあたり、『入園のしおり(重要事項説明書)』に追記事項として当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7:30~19:30 (土曜日は18:30まで)
休園日	日曜日、祝祭日、お盆(8/13~15)、年末年始(12/29~1/4)

*警報発令時の対応について

入園のしおり参照

*感染症流行時の対応について

入園のしおり参照

2. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	7:30~18:30
	延長保育時間	18:30~19:30
保育短時間認定	保育時間	8:00~16:00
	延長保育時間	7:30~8:00 16:00~19:30

*入園のしおり参照。上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

3. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記2に記載する時間において、保育を提供します。

② キッズプログラム

専任の講師による活動を実施しています。詳細は入園のしおり参照。

リトミック(0~5歳児)・ダンス(2~5歳児)・ネイティブイングリッシュ(2~5歳児)

③ インクルーシブ保育

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず個別最適な支援に全力を尽くします。言語聴覚士による巡回指導や専門機関との連携を行い、共に育ちあう環境を大切にしています。

4. 利用の開始について
当園では、大阪市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が入園のしおり(重要事項説明書)に同意された後に保育の提供を開始します。

5. 利用の終了について
当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。
 - ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
 - ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - ③ 市外に転出するとき
 - ④ 長期欠席するとき
 - ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

6. 特別支援保育の取組状況
地域社会の中で、特別な支援・配慮が必要のある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方とし、特別支援保育を行っています。

7. 緊急時の対応
お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡致します。

8. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨。
なし(ある場合はその旨及び公表・公示内容を記載)

以上